

入札参加資格

1	入札公告日の前日から起算して過去2年間に、千葉県内において、MRI（磁気共鳴画像診断装置）室に係る磁気シールド工事を2件以上、元請として施工した実績を有すること。 なお、当該実績については、MRI室の磁気シールド施工を含む工事であることを確認できる契約書、工事実績証明書、施工体制台帳その他発注者が認める資料を提出すること。
2	建設業法に基づく経営事項審査を受けており、内装仕上工事において総合評定値「1,000点」以上であること。
3	建設業法に基づく特定建設業の許可を有していること。

工事・移設に纏わる作業

要求仕様・要求項目・条件等		
1	仮設工事	
	1-1	工事に関わる墨出しを行うこと
	1-2	工事に関わる仮設間仕切の設置と床養生を行うこと
	1-3	工事に関わる既存機材等の養生を行うこと
	1-4	工事に関わる期間中残材等を院内より搬出すること
	1-5	工事に関わる期間中院内の清掃を行うこと
	1-6	停電、断水、空調設備等の機能停止が必要となる場合は、病院への影響を最小限とすることとし、範囲・停止期間を把握の上、必要な仮設対策等を講じること
2	解体工事	
	2-1	必要に応じて既存設備を撤去・移設すること
	2-2	MRI装置本体の搬入・搬出・移設のために必要な個所の解体復旧を行うこと
3	建設工事	
	3-1	MRI撮影室内の壁仕上げ張り（メーカーの要求に応じてビニルクロスやグラスウール成型板）を行うこと※装置搬入後の塞ぎ工事も含むこと

	3-2	MRI撮影室内の天井仕上げ張り（岩綿吸音板）を行うこと
	3-3	MRI撮影室内の床仕上げ張り（長尺シート）を行うこと
	3-4	MRI撮影室内の床ソフト巾木張りを行うこと
	3-5	MRI機械室の天井材の復旧を行うこと
	3-6	取り合いMRI操作室、MRI機械室、前室の床・壁・天井補修仕上げを行うこと
	3-7	各所にMRI装置の設置に必要な補強板の取付を行うこと
	3-8	関連室に装置設置に必要な天井点検口取付を行うこと
	3-9	関連室の改修に伴い、必要に応じて塗装工事を行うこと
	3-10	設置床面については構造計算を行い構造耐力上、必要な補強を行うこと。また、施工計画は病院の機能運営上、支障がないものとする
	3-11	MRI撮影室床面にシンダーコンクリートを打設すること
	3-12	必要に応じて、MRI機械室の間仕切りをすること
	3-13	MRI室撮影室内の天井下地を組むこと（防振金物を使用）
4	電気工事	
	4-1	MRI機械室内のMRI装置用及び冷水装置用電源盤の改修・移設（酸素センサー連動回路・緊急排気用マグネット回路組込含む）を行うこと
	4-2	MRI室用調光スイッチ及びMRI撮影室内の照明器具（スイッチ含む）を設置すること（東京計器：マグルミナンス相当・非磁性ノイズ低減タイプ・調光可）
	4-3	MRI撮影室内の非常照明器具を設置すること（MRI室対応型である事）
	4-4	MRI操作室・前室内の表示灯照明器具（スイッチ含む）をLED標示灯に新設すること（使用中灯×1・磁場発生中×1）
	4-5	MRI撮影室内の火災感知器・非常放送設備を設置すること
	4-6	MRI撮影室内用の空配管を行うこと（インターホン・緊急遮断SW・監視カメラ・BGM）
	4-7	MRI撮影室内用のコンセント配線及び器具付けを行うこと
	4-8	MRI機械室内に必要なに応じてケーブルラックの設置を行うこと

	4-9	MRI操作室・MRI機械室よりチラー設置場所までの冷水装置用の電源線及び信号線の配線・配管を行うこと※リモコン取付け含む
	4-10	MRI撮影室用の設備用フィルターの設置を行うこと
	4-11	関連室の改修に伴うその他既存設備盛替えを行うこと
	4-12	操作室に患者監視用液晶モニターの設置を行うこと
	4-13	MRI撮影室に患者監視用カメラの設置を行うこと
5	空調工事	
	5-1	MRI撮影室の天井内ダクト工事（チャンバーボックス、保温、絶縁キャンバス共）を行うこと
	5-2	MRI機械室用に大型除湿機（2リットル/h相当）を設置すること※設置架台及びドレンホースも含むこと
	5-3	MRI装置用のクエンチパイプが必要な場合には放射口をメーカー基準に沿って設置すること ※既存の放射口で問題ない場合は既存配管の再利用は可能とし接続及び吹出口改修、銘板取付けを含むこと
	5-4	MRI機械室及び撮影室に必要な温度が維持できる空調及び換気設備を必要に応じて増設すること
6	衛生工事	
	6-1	MRI装置用冷水装置用及び配管設備（メーカ基準に準ずる）を設置すること※保温、ラッキングも含むこと
	6-2	新規MRI用冷水装置と設備配管との接続と試運転を行うこと
	6-3	既設1.5TMRI用のチラーを撤去処分すること
7	医ガス設備工事	
	7-1	医ガスアウトレット及び配管の一次撤去及び新規配管取付及びシールド処理を行うこと
	7-2	MRI室用の医ガスバルブを設置すること
8	シールド工事	
	8-1	MRI撮影室の電波シールド、磁気シールドはメーカー基準に合わせ新設すること
	8-2	MRI撮影室のシールド扉はセミオートドア（オールテレーン社製シールドセミオートドア推奨）とし、W1400mm×H2100mmは緊急用ハッチ（600×600）付きの仕様とすること※グラスウール充填仕様とすること
	8-3	MRI撮影室のシールド性能（メーカー規定による）を確保すること※性能測定を行い、測定結果を提出すること
	8-4	MRI撮影室の漏洩磁場測定を行うこと

	8-5	MRI撮影室のシールド建具部（扉2か所、監視窓1か所）に枠の設置を行うこと
	8-6	MRI撮影室内のフィルター部（装置用、設備用共）に化粧家具の設置を行うこと
	8-7	MRI撮影室内の装置搬入口部は装置設置後に塞ぎ工事を行うこと
	8-8	磁気共鳴画像診断装置施設の安全基準（日本画像医療システム工業会）を遵守すること
9	その他工事	
	9-1	施工完了後に室内クリーニングを行うこと
	9-2	新規MRI用冷水装置用の基礎架台工事を行うこと
	9-3	機器の転倒、移動を防止するため、床置き各装置はアンカーまたは固定器具などで床面に固定すること
	9-4	既設1.5TMRIを解体搬出すること
	9-5	既設1.5TMRIの搬出に伴う搬出経路上にある間仕切り壁・自動ドア・エアシューターなどの解体復旧を行うこと
	9-6	既設1.5TMRIの撤去に伴う消磁作業を製造メーカーに依頼すること
	9-7	MRI用CPU室の改修工事に伴う、既設アンギオ装置のキャビネットの移設作業を製造メーカーに依頼すること
10	作業工程	
	10-1	各装置の稼働については、1.5が1月下旬、3.0Tが2月下旬を想定し、関係各所との打合せを行い作業遂行すること

冷却水循環装置

1	冷却水循環装置は以下の要件を満たすこと	
	1-1	冷却能力は50.0kWであること
	1-2	消費電力は20.1kWであること
	1-3	運電電流は63.3Aであること
	1-4	動力電源は3相200Vであること
	1-5	電気容量は22.5KVAであること
	1-6	騒音値は62dBであること

1-7	ポンプ出力能力は以下を満たしていること 量：140L/min 程：48m	・流 ・揚 ・出力：
1-8	防振架台を有すること	
1-9	鋼製基礎架台が2基を有すること	
1-10	取り付けに纏わる標準工事並びに、二次鋼材取付工事を施工すること	
1-11	本装置については設置も関わるため、GEヘルスケア社と相談の上、機器選定を行うこと	